十和田市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、十和田市議会議員（以下「議員」という。）が遵守すべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、市民の役割を明らかにすることにより、議員の資質の向上及び誠実かつ公正な職務の遂行を確かなものとし、十和田市ひらかれた議会づくり条例（平成26年十和田市条例第22号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第２条　議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる責任を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保持しなければならない。

２　議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を自ら解明し、市民に対し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

（市民の役割）

第３条　市民は、自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことを主権者として自覚するよう努めるものとする。

２　市民は、自己又は特定の者の利益を図るため、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するように働きかけてはならない。

（政治倫理基準）

第４条　議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

⑴　納税の義務を履行すること。

⑵　地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。

⑶　政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、自らの後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。

⑷　市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

⑸　市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関与しないこと。ただし、議長がその職務上の権限に基づいて行う場合はこの限りではない。

⑹　発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、確たる事実に基づき公人としての自覚及び責任を持ち、誹謗中傷の言動により他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。

⑺　その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

⑻　職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。

⑼　暴力団（十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。

⑽　前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

（完納証明書の提出）

第５条　議員は、毎年５月１日以降に発行された完納証明書を同月31日までの間に議長に提出しなければならない。

２　議長は、前項の規定により提出された完納証明書の提出状況を公表するものとする。

（審査の請求）

第６条　市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる連署をもって、その代表者（以下「請求者」という。）から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求する日前１か月以内に行われたものでなければならない。

⑴　市民が請求する場合　地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者（審査を請求する時において、本市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の50分の１以上の連署

⑵　議員が請求する場合　議員定数の８分の１以上の議員の連署

２　議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の内容及び書類を審査し、不備があると認めるときは､相当の期間を定めて当該審査請求の請求者に対し、その補正を求めるものとする。

３　議長は、審査請求が第１項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求者が前項の規定による補正に応じないときは、当該審査請求を却下することができる。

４　議長は、市民からの審査請求があったときは、直ちに十和田市選挙管理委員会に対し、署名をした者が地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者であることの確認を求めるものとする。

５　審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日（一連の行為の場合は最も遅い日）の翌日から起算して１年を経過したときは、これを請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（審査会の設置等）

第７条　議長は、審査請求が適当であると認めるときは、当該審査請求がされた日から原則１か月以内に十和田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を付託するものとする。

２　審査会は、委員８人以内をもって組織する。

３　委員は、議員又は有識者のうちから、議長が公正を期して指名する。ただし、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、当該審査事案に係る審査会の委員（以下「委員」という。）となることができない。

４　委員の任期は、当該審査請求に係る事案の審査が終了するまでとする。

5　審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

6　審査会の委員長（以下「委員長」という。）は会務を総理し、審査会の副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の会議）

第８条　審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為（以下「違反行為」という。）の存否について調査するとともに、違反行為が認められた場合は、審査対象議員に対し講ずべき措置を報告する。

2　審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、審査会の設置後初めて開かれる会議は、議長が招集する。

3　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。。

4　会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5　審査会は、審査の結果、審査対象議員に対し、議員辞職を勧告する表決を行う場合は、前２項の規定にかかわらず、３分の２以上の委員が出席により会議を開き、かつ、その４分の３以上の多数をもって決する。

6　審査会は、審査対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

7　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に関係する者、有識者等に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

8　会議は、公開とする。ただし、出席した委員の３分の２以上の同意により非公開とすることができる。

（議員の協力義務）

第９条　議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な書類を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

（審査結果の報告等）

第10条　審査会の審査が終了したときは、委員長は、報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

２　前項の規定による報告書の提出は、審査会が付託を受けた日から90日以内に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

３　議長は、第１項の規定による報告書の提出を受けたときは、請求者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（再審査の請求）

第11条　請求者及び審査対象議員は､前条第３項の審査結果に不服がある場合は、その通知を受けた日から起算して14日以内に議長に対し、その事項及び理由を明記し、再審査の請求をすることができる。

２　議長は、前項の請求を受理したときは、審査会に対し再審査を求めることができる。

３　第７条から第10条までの規定は再審査について、それぞれ準用する。

（審査対象議員に対する措置）

第12条　議長は、第10条第１項（前条第３項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出がされたときは、その報告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号のいずれかの措置を議会の責任で講ずることができる。

⑴　口頭注意　審査対象議員に対し口頭で注意すること。

⑵　文書による戒告　審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。

⑶　議場における陳謝の勧告　審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。

⑷　一定期間の出席自粛の勧告　審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を本会議に提出すること。

⑸　議員辞職の勧告　審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を本会議に提出すること。

⑹　その他必要と認める措置

2　議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

3　議長は、審査会の報告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表、報告及び通知において、異なることとなった理由を示さなければならない。

4　議長は、第１項第４号及び第５号に定める決議案が提出されたときは、その審議の後に、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。

5　議長は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

（議長職務の代行）

第13条　議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査対象議員となった又は欠けたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の規定は、この条例の施行の日前になされた行為については、適用しない。

（十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3　十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(平成17年十和田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略